

OBA MJ Feature Article II

市民と協働する弁護士

第9回 NPO権利擁護たかつき

—板垣善雄会員の取組み—

45期

平成5年4月登録の45期です。

当時の司法試験には、一般教養がありまして、社会政策を選択しました。労働問題や社会保障などが対象になります。憲法や民法の外にある法律ですね。勉強してみても驚きましたが、年金制度など戦時中のものがそのまま残っているのです。いずれ動くものだとは思っていました。

大阪弁護士会に登録後、人権擁護委員会の社会福祉部会に入りました。そこで、社会福祉関係の人権調査などに関与しました。平成7年4月に成年後見制度に関する協議会が発足するとそこに加わることができ、井上計雄会員らとともに、補助一元の法律案を提言しました。この流れが、平成10年5月のひまわり（高齢者・障害者総合支援センター）の設立へと繋がりました。

滋賀での事件

平成8年に、滋賀県で工場の経営者が知的障害者を搾取し虐待を加えるという事件が発覚しました。その弁護団の事務局をさせていただくことになりました。端緒は、近隣施設従事者からの訴えでした。その支えで、保護者や地元関係者の協力を得ることができ、法律扶助協会の援助を利用させていただき、提訴しました。団長は田中幹夫会員でした。40期代が主要メンバーとなり、実働20名を超える弁護団活動により、その後の活動の糧となる貴重な経験を積ませていただきました。平成15年判決において、経営者はもとより、国や県などの賠償責任まで認められる結果となりました。また、年金受領口座があった金融機関からも和解を通じて賠償を得ることができました。

また、平成9年10月に開設された大阪府の成年後見支援センター（あいあいネット）の権利擁護相談で

社会福祉士とともに相談につくなどして、いろいろな方とのつながりができました。

措置から契約へ

平成12年4月には現行の成年後見制度が施行されると共に高齢者福祉において介護保険制度が導入されました。従来は、行政がサービスを決定・調整していましたが、利用者が自らサービスを選択することができるようになりました（措置から契約へ）。選択の自由ができたのはいいことですが、行政が手を差し伸べることができない事案も出て来ることになりました。さらに平成15年4月には、障害者福祉においても支援費制度が導入されましたが、それを機に開設された大阪市の権利擁護相談を通じて受任した知的障害の方の保佐事案をきっかけに、福祉や医療に従事する専門職との協働により、障害者の権利擁護がより効果的に行なうことができる経験をえました。

権利擁護たかつき

この事案をきっかけにして、平成19年4月から、成年後見制度を活用しながら福祉や医療の専門職が連携することのできる機関の設立の準備を行い、平成20年4月に、NPO法人権利擁護たかつきを開設しました。

NPOですので理事会がありますが、理事会はあくまで運営に関する基本方針を決定するのみで、実際の個別案件は、弁護士、医師、社会福祉士、施設職員の方などからなる委員会で事案の方針を決定するようにしています。弁護士の委員としては、同期の村井潤会員にお願いしています。そうすることで、縦割りの弊害を避けることができるとともに、専門的かつ機動的な対応が可能になると考えています。具体的な対応は、事務局員や支援員にお願いすることになります。高齢者

の問題と言っても、高齢というだけでは問題が生ずるわけではなく、認知症やうつが出たり、もともと発達障害の傾向があることなどにより問題が顕在化してきますので、様々な専門職のサポートが必要になります。

成年後見等に関して、NPO が成年後見人に就任しています。当初、NPO を候補者として申し立てたところ、調査官が実際に法人事務所まで来られ調査されたうえ、まずは、私と福祉職の事務局長で共同受任するよう指導を受け、7 件目からは、NPO での受任を認められました。今では、約 100 件の事案に対応していますが、この辺りが限界というところです。

現在、事務局員が 5 名、支援員が 10 人くらいいます。大阪府下がほとんどですが、隣接する県のケースも数件あります。もともと多職種が連携することが目的であり、スケールメリットを狙ってのものではありません。補助金は受けず、寄付もさほどありません。しかし、当初は、私の法律事務所の一室を使ってもらっていましたが、昨年 4 月には、JR 高槻駅前に事務所を借りるまでになりました。

弁護士としての関与

正直、現在の成年後見制度は曲がり角に来ていると思います。昨年 12 月に、障害者の権利に関する条約が国会承認を受けました。この条約においては、能力の制限に否定的であり、本人の意思を尊重する観点から、同意権・取消権あるいは代理権の廃止の議論もあります。

そのような中で、弁護士がどのように関与すべきなのか、何ができるのかを考えると、基本的には、障害者の権利を擁護する個別のネットワークにおけるコーディネーターのような存在ではないでしょうか。このような問題は、誰かが一人で背負うことになると、とても負担が大きく潰れてしまいかねませんし、閉鎖的になってしまえば搾取・虐待の温床となります。

そこで、一人ひとりに権利擁護のネットワークを構築していくことが重要となります。その中で、問題発見能力・事例調整能力・法的専門家としての能力を有する弁護士が、ネットワークの環境を整えるリーダーとして、その能力を発揮することが大切だと思います。そして、日常の活動はそれぞれの専門職に担ってもらい、いざ事が起きた段階で出ていく。そんな活動がいいのでは

ないかと思っています。滋賀の事件で思いましたが、どこかが抱え込んでいけませんし、カリスマもいけません。個人に頼ることは決していいことではありません。専門性があり、継続性があり、第三者の目が入るネットの構築が大事だと思います。

事案を通じて

事案を通じて支援した方の表情が、どんどん変わっていくのがうれしいです。虐待等を受けている場合はもちろんですが、そうではなくとも、本人の意向が尊重される環境になっていないときには、やはりその方の表情には戸惑いや不安があります。それが、課題を一つひとつ本人の意向に沿って修整・改善していくにしたがって、どんどん表情が明るく豊かになっていきます。NPO 設立のきっかけとなった方は、当初はわざわざ会いに行かなければなりませんでした。今では自分一人で事務所に来てくれるようになりました。その方は、月 1 回、事務所に来ることを楽しみにしてくれています。ここまでになってもらおうと、本当にうれしいですね。

(Interviewer: 阿部秀一郎 / Photo: 武田)

